

議案第71号

みよし市立老人憩いの家設置条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和5年11月30日提出

みよし市長 小 山 祐

説 明

この案を提出するのは、第7次みよし市行政改革アクションプランにおける受益者負担の適正化により、老人憩いの家の集会室及び和室の使用料の額を改正する等のため必要があるからである。

みよし市立老人憩いの家設置条例の一部を改正する条例

みよし市立老人憩いの家設置条例（昭和46年三好町条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表第2集会室及び和室の項中「520円」を「340円」に改め、同表茶室及び図書室の項中「茶室及び」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 施行日前に施行日以後の利用の許可を受けた者からは、改正前のみよし市立老人憩いの家設置条例の規定にかかわらず、施行日前においても当該利用に係る改正後のみよし市立老人憩いの家設置条例に定める額の使用料を徴収する。

みよし市立老人憩いの家設置条例の一部改正新旧対照表

改正案		現行																	
<p>(使用料)</p> <p>第11条 老人憩いの家の使用料は、別表第2のとおりとする。ただし、60歳以上の利用者であって、かつ、第2条の目的による利用者の使用料は、無料とする。</p> <p>2 略</p> <p>別表第2 (第11条関係)</p>																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>利用室名</th> <th>1時間当たり使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>集会室及び和室</td> <td><u>340円</u></td> </tr> <tr> <td>給湯室の項 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>図書室</td> <td>100円</td> </tr> </tbody> </table>		利用室名	1時間当たり使用料	集会室及び和室	<u>340円</u>	給湯室の項 略		図書室	100円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>利用室名</th> <th>1時間当たり使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>集会室及び和室</td> <td><u>520円</u></td> </tr> <tr> <td>同左</td> <td></td> </tr> <tr> <td>茶室及び図書室</td> <td>100円</td> </tr> </tbody> </table>		利用室名	1時間当たり使用料	集会室及び和室	<u>520円</u>	同左		茶室及び図書室	100円
利用室名	1時間当たり使用料																		
集会室及び和室	<u>340円</u>																		
給湯室の項 略																			
図書室	100円																		
利用室名	1時間当たり使用料																		
集会室及び和室	<u>520円</u>																		
同左																			
茶室及び図書室	100円																		